

令和5年5月2日

保護者 各位

福島県立いわき総合高等学校長

## 5類感染症への移行後の本校における新型コロナウイルス感染症への対応について

新緑の候、保護者の皆様におかれましては、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

また、平素より本校の教育活動に御支援と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、過日、県教育委員会から新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行する際の方針が示されたことを受け、本校での対応を下記のとおりといたします。

今後とも、皆様の御協力をお願いいたします。

### 記

#### 1 出席停止の基準

(1)「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」とします。無症状の感染者に対する出席停止期間の取扱いについては、発症日から5日を経過するまでを基準とします。

(2)発症により出席停止となる以外の場合には、原則として欠席となります。

#### 2 濃厚接触者の取扱い

(1)濃厚接触者の特定は行いません。新型コロナウイルス感染症の患者と接触があっても感染が確認されていない場合は、登校可能とします。

#### 3 平時における感染症対策

(1)マスクについては、着用を求めないことを基本とします。

(2)発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせず、自宅で休養してください。

(3)家庭におけるお子様の健康状態の把握については、引き続きお願いします。

#### 4 感染流行時における感染症対策

(1)マスクについては、教職員が着用する又は生徒に着用を促すこともありますので御承知おき下さい。ただし、着用を強いることはいたしません。

(2)「感染リスクが比較的高い活動」等については、活動場面に応じて「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えることや、身体が触れ合わない程度の身体的距離を確保する等の対策を講じます。

#### 5 その他

(1)その他、不明な点がございましたら、学校に御相談ください。

(担当 教頭 TEL 0246-26-3505)